

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)までの児童。 児童手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当における認定の請求、現況届の審査(情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金関係情報・地方税関係情報・住民票関係情報・公金受取口座に関する情報を取得) なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。
③システムの名称	児童手当システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、徳島県電子自治体共同システム(電子申請・届出システム)、ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ(令和7年10月から設定等の適用)、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当等支給状況ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	児童手当法第27条及び第28条 番号法9条第1項 別表の81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表の81 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 [第2条における情報提供の根拠] 42,125 [第2条における情報照会の根拠] 106,107
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 子ども未来部 子育て支援課 手当医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5194
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	当該システムへのアクセスにおいては、生体認証によって本人認証を行うとともに、アクセス権限への付与を必要最低限の職員に限定している。また、年度ごとにアクセス可能な職員の名簿を更新し、退職・異動により業務を離れた職員についてはもれなく権限を削除している。 また、アクセスログを記録しシステムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月4日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金情報・所得情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金情報・所得情報・住民票情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事前	
平成28年3月4日	公表日	平成27年3月31日	平成28年3月4日	事後	その他項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金情報・所得情報・住民票情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金関係情報・地方税関係情報・住民票関係情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事後	法定の改正による記載項目の変更
平成28年3月23日	5-② 所属長	子育て支援課長 大西 範雄	子育て支援課長 青木 英樹	事後	人事異動による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月13日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金関係情報・地方税関係情報・住民票関係情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。 児童手当又は特例給付の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金関係情報・地方税関係情報・住民票関係情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事前	子育てワンストップサービス導入による修正
平成29年6月13日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、新窓口対応システム（庁内連携システム）、個人・法人システム（宛名システム）、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム	児童手当システム、新窓口対応システム（庁内連携システム）、個人・法人システム（宛名システム）、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）、徳島県電子自治体共同システム（電子申請・届出システム）	事前	子育てワンストップサービス導入による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月13日	I-4 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 26,30,87 [別表第二における情報照会の根拠] 74,75 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 [情報提供の根拠] 第19条、第44条 [情報照会の根拠] 第40条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 26,30,87 [別表第二における情報照会の根拠] 74,75 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 [情報提供の根拠] 第19条、第44条 [情報照会の根拠] 第40条、第40条の2	事後	省令の改正による根拠条文の 追加
平成29年6月13日	II-1 対象人数	いつ時点の計数か 平成27年4月1日	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
平成29年6月13日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成27年4月1日	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
平成30年7月11日	II-1 対象人数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
平成30年7月11日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
令和1年6月26日	II-1 対象人数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
令和1年6月26日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	いつ時点の計数か 令和2年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月15日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)までの児童。 児童手当又は特例給付の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査(情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金関係情報・地方税関係情報・住民票関係情報を取得) なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)までの児童。 児童手当又は特例給付の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査(情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金関係情報・地方税関係情報・住民票関係情報を取得) なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
令和3年10月15日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二	1. 番号法第19条第8号 別表第二	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別する
令和3年10月15日	評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 子育て支援課	子ども未来部 子育て支援課	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	徳島市 保健福祉部 子育て支援課 手当医療係	徳島市 子ども未来部 子育て支援課 手当医療係	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	II-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和2年4月1日	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和3年10月15日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年4月1日	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	Ⅱ-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和4年9月9日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和4年12月7日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。 児童手当又は特例給付の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金関係情報・地方税関係情報・住民票関係情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。 児童手当又は特例給付の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金関係情報・地方税関係情報・住民票関係情報・公金受取口座に関する情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事前	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年9月6日	Ⅱ-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和5年9月6日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和6年9月16日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	（略） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	（略） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月16日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	児童手当法第27条及び第28条 番号法9条第1項 別表第1の56の項	児童手当法第27条及び第28条 番号法9条第1項 別表の81の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
令和6年9月16日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 26,30,87 [別表第二における情報照会の根拠] 74,75 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [情報提供の根拠] 第19条、第44条 [情報照会の根拠] 第40条、第40条の2	1. 番号法第19条第8号 別表の81 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 [第2条における情報提供の根拠] 42,125 [第2条における情報照会の根拠] 106,107	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
令和6年9月16日	II-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和6年9月16日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和7年9月1日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、徳島県電子自治体共同システム(電子申請・届出システム)	児童手当システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、徳島県電子自治体共同システム(電子申請・届出システム)、ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ(令和7年10月から設定等の適用)、共通基盤システム	事前	システム移行の設定等適用による
令和7年9月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和7年9月1日	表紙 評価書名	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	法改正に伴い特例給付が廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	徳島市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	徳島市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	法改正に伴い特例給付が廃止
令和7年9月1日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	法改正に伴い特例給付が廃止
令和7年9月1日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	子どもを養育している者に児童手当又は特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。 児童手当又は特例給付の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当又は特例給付における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金関係情報・地方税関係情報・住民票関係情報・公金受取口座に関する情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として児童手当法に定められた金額の現金給付を行う。支給対象は高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの児童。 児童手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用する。 児童手当における認定の請求、現況届の審査（情報連携ネットワークを通じ、特定個人情報のうち年金関係情報・地方税関係情報・住民票関係情報・公金受取口座に関する情報を取得） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事後	法改正に伴い特例給付が廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅱ-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	いつ時点の計数か 令和7年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和7年9月1日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	いつ時点の計数か 令和7年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正